

健康保険任意継続被保険者保険料前納のご案内

前納制度は、将来の一定期間分をまとめて納付する制度です(期間は年度内で6ヵ月または12ヵ月)。ご利用いただいた場合は、毎月の保険料振込が不要となり、若干の保険料の割引も受けられます。

申請手続きについて

1. 「健康保険任意継続被保険者申請書」の保険料の納付方法でご希望の納付方法を1つ選択する。
 2. 資格喪失日から20日以内(必着)に当健康保険組合まで申請ください。初回保険料納付書とご案内に選択された前納方法の納付書を送付いたします。各納付期限までに納付ください。
(前納保険料については月別前納保険料額表 参照) 初回保険料入金確認後、保険証と前納納付書を送付いたします。
- ※資格取得月の初回保険料については、前納割引の対象とはなりません。
- ※各月納付用の納付書で一括納付いただいた場合は、保険料の割引が受けられませんのでご注意ください。

前納期間

…下記の2種類となります。

- ・6ヵ月前納…4月～9月分、10月～3月分
(資格取得月の翌月から9月又は3月まで、以降6ヵ月ごとの前納)
- ・12ヵ月前納…4月～当該年度の3月分
(資格取得月の翌月から当該年度3月まで、以降12ヵ月の前納)

※任意継続期間満了(2年)や、後期高齢者医療制度加入(75歳到達による)の場合は、資格喪失する月の前月までの期間となります。

納付期限

…納付期限に当健康保険組合で入金を確認できるよう手続きが必要です。

- ・前納の納付期限は前納期間の初月の前月末日が納付期限となります。
- ・年度途中で任意継続被保険者となった場合は、資格取得年月日の属する月の月末です。

※初回納付書の発送時期によっては、前納の申し出に添えない場合がございます。その場合は次回の前納期間から前納を利用できます。納付書により納付していただくこととなります。

- ・事業所からの喪失届と保険証の届出が遅れた場合
- ・任意継続申請書の提出が資格喪失月の翌月となった場合 など

※末日(月末)が土日祝日の場合は、前営業日までです。

前納期間中に資格喪失した場合

喪失理由が以下に該当した場合のみ、保険料が還付されます。
喪失申出書と保険証の提出を確認後、還付通知を送付いたしますのでお手続きください。

- ①被保険者が再就職により他の健康保険に加入した場合。
- ②被保険者が死亡した場合。

※前納保険料納入後は、国民健康保険(雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者は除く)及び被扶養者への切り替え手続きをとるという理由で資格を喪失する事はできません。このため納付済み保険料の還付はできませんのでご注意ください。